

**自動車地球温暖化対策実施方針
作成(変更)報告書**

作成の手引き

令和 6 年 4 月

埼 玉 県

目次

◎ 制度の概要	1
1 対象事業者	2
対象者確認用フローチャート	3
実施方針作成・提出の流れ	4
2 提出物	5
3 実施方針の記入要領と例	
様式第12号	6～7
別紙1(大規模荷主)	8～10
別紙2(大規模集客施設)	11～13
別紙3(自家用自動車通勤者多数)	14～16
4 実施方針の提出方法	17
5 実施方針の公表	19
[資料1] 実施方針作成のためのQ&A	20
[資料2] 日本標準産業分類 (令和5年6月改定 令和6年4月1日施行)	24
[資料3] 自動車地球温暖化対策計画等及び自動車地球温暖化対策実施方針に係る 自動車地球温暖化対策指針<抜粋>	25

制度の概要

埼玉県では、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（以下、「条例」という。）を平成21年度から施行しています。

この条例では、自動車の使用に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るための規定を設けており、自動車地球温暖化対策の推進を図っています。

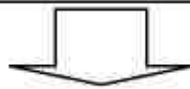
大規模荷主、大規模集客施設、自家用自動車通勤者多数について要件（次ページ参照）に該当する事業所を所有もしくは運営する事業者は、事業活動において間接的な自動車の運行により地球温暖化に影響を与えているため、自動車地球温暖化対策実施方針（以下、「実施方針」という。）を作成・提出し、自動車排出温室効果ガスの抑制に取り組めます。

実施方針は、以下の運用にそって3年間で取り組む自動車地球温暖化対策に関する事項を事業者が自ら設定し、それに従って対策を推進するものです。

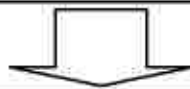
<実施方針の作成とその運用>

実施方針を作成しようとする事業者は、その事業活動に関係する他の者の自動車排出温室効果ガスの排出を抑制するため、及び従業員の通勤における公共交通機関等の利用を促進するための措置を効果的に実施するため、次のとおり取り組むものとする。

(1) 対象事業者は、自動車から排出されるCO₂を抑制するための取組の現状について事業所ごとに把握し、これに基づき、未実施の措置を含め今後講ずるべき措置を決定し実施方針を作成する。



(2) 作成した実施方針に基づき措置を実施する。



(3) 実施方針の期間が終了した時点で、又は、必要に応じて、実施方針を見直し新たな実施方針を作成する(実施方針の期間については(18ページ)の「※ 実施方針対象期間」を参照)。

1 対象事業者

以下の①～③のうち、いずれか1つ以上の要件に該当する事業者は、実施方針を作成し県に提出してください。

① 大規模荷主

以下の3つの条件をすべて満たす事業所を設置する事業者

- 事業所の従業員数が300人以上である
- 事業所の主たる事業が日本標準産業分類の次の業種に該当する
 - ・ 大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業
 - ・ 大分類D－建設業
 - ・ 大分類E－製造業
 - ・ 大分類H－運輸業、郵便業（中分類47－倉庫業に限る）
 - ・ 大分類I－卸売業、小売業
- 反復継続して貨物の運送を委託している、又は、当該委託により運送される貨物を受領している

② 大規模集客施設

映画館、店舗、飲食場などの集客施設*で、その用途面積が1万㎡以上である施設の所有者又は運営者

※集客施設とは次の用途に供する建築物

- ・ 劇場 ・ 映画館 ・ 演芸場 ・ 観覧場 ・ 店舗 ・ 飲食店 ・ 展示場 ・ 遊技場
- ・ 勝馬投票券発売所 ・ 場外車券売場 ・ 場内車券売場 ・ 場外勝舟投票券発売所

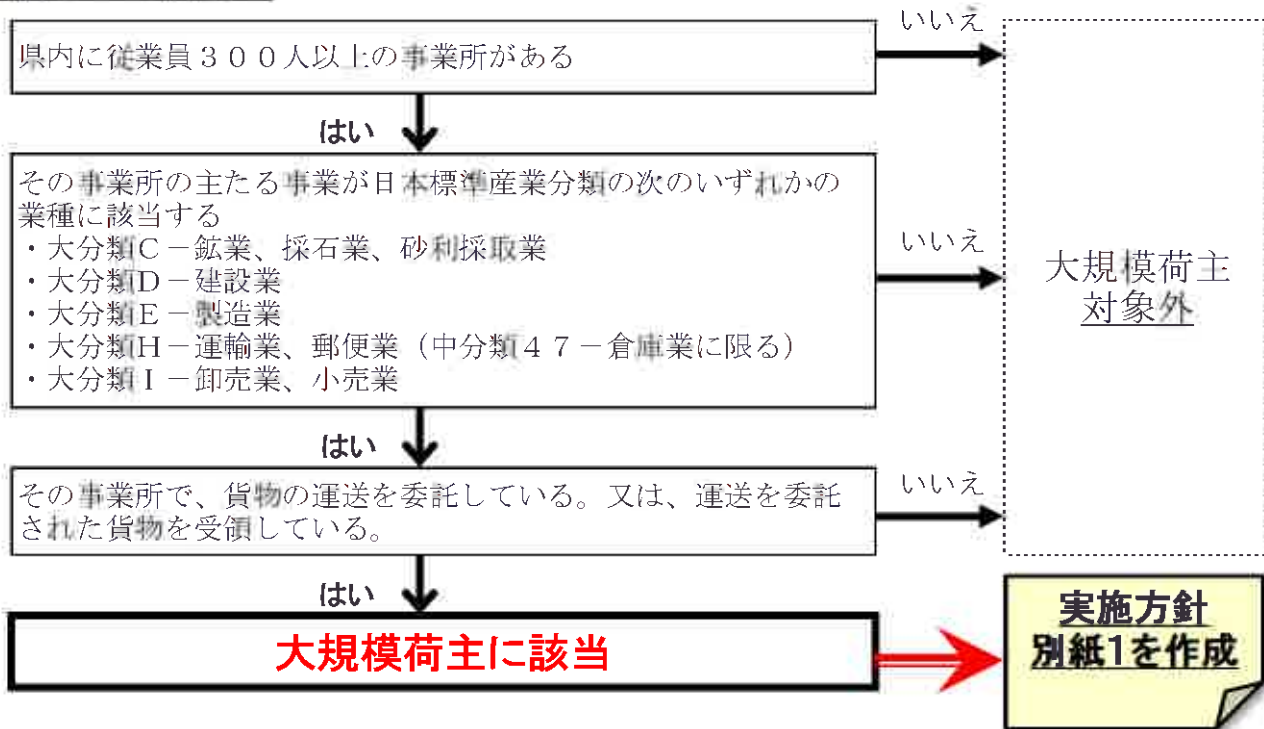
③ 自家用自動車通勤者多数

従業員数300人以上の事業所で、自家用自動車通勤している従業員が全従業員の半数以上である事業所を設置する事業者

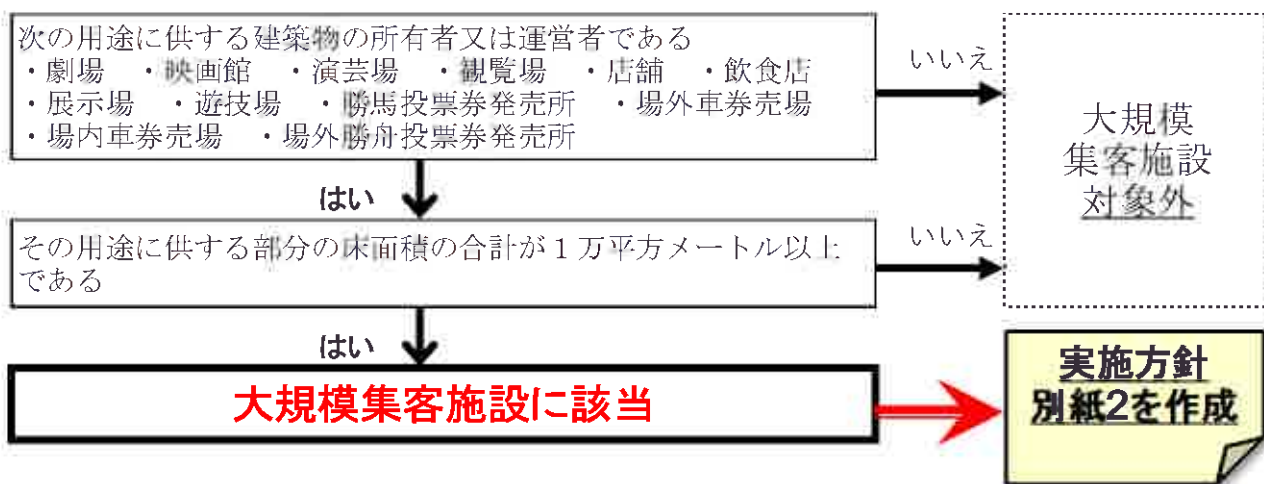
- 対象要件の確認は、事業所毎に、毎年4月1日現在の状況で確認してください。（既に提出した実施方針の対象期間は除きます。）
- 既に提出した実施方針の対象期間内に対象要件以下となった場合であっても、対象期間内は継続して取組を推進してください。

対象要件の確認用フローチャート

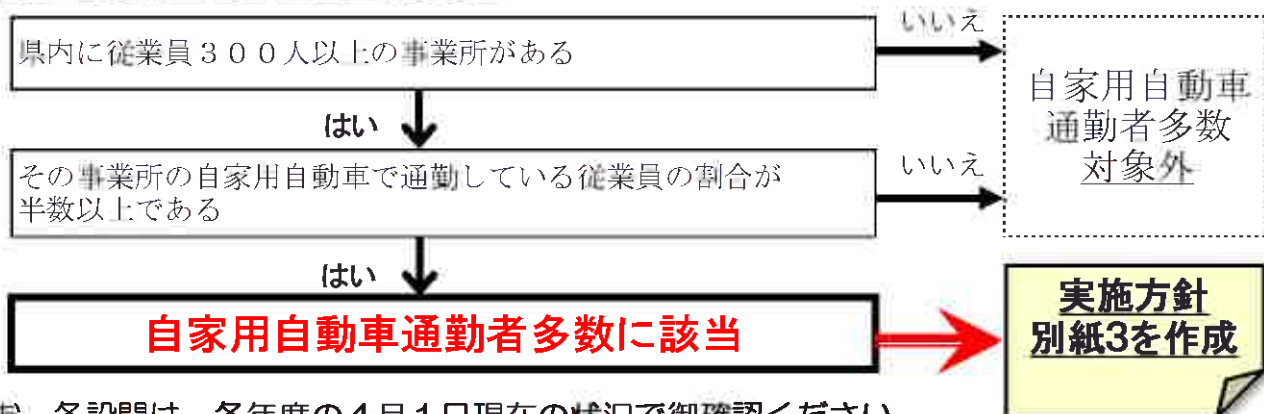
<大規模荷主の確認>



<大規模集客施設の確認>



<自家用自動車通勤者多数の確認>



※ なお、各設問は、各年度の4月1日現在の状況で御確認ください。

実施方針作成・提出の流れ

年度	対象事業者	県
令和3年度	<p style="text-align: center;">実施方針の作成・提出の対象者となる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>《第5期》 自動車地球温暖化対策実施方針（3か年度分） （第4期の実績を基に実施方針の見直し）</p> </div> <p style="text-align: right;">作成・提出 </p> <p style="text-align: center;">※第5期の実施方針に基づいて取組実施</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d3d3d3;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">提出された実施方針の公表・対象事業所への実施状況確認</p> </div>
令和4年度	〃	
令和5年度	〃	
令和6年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>《第6期》 自動車地球温暖化対策実施方針（3か年度分） （第5期の実績を基に実施方針の見直し）</p> </div> <p style="text-align: right;">作成・提出 </p> <p style="text-align: center;">※第6期の実施方針に基づいて取組実施</p>	
令和7年度	〃	
令和8年度	〃	
平成9年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>《第7期》 自動車地球温暖化対策実施方針（3か年度分） （第6期の実績を基に実施方針の見直し）</p> </div> <p style="text-align: right;">作成・提出 </p> <p style="text-align: center;">※第7期の実施方針に基づいて取組実施</p>	
令和10年度	〃	
令和11年度	〃	
令和12年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>《第8期》 自動車地球温暖化対策実施方針（3か年度分） （第7期の実績を基に実施方針の見直し）</p> </div> <p style="text-align: right;">作成・提出 </p> <p style="text-align: center;">※第8期の実施方針に基づいて取組実施</p>	
令和13年度	〃	
令和14年度	〃	

備考 令和15年4月1日以後に実施方針作成対象者となった者の実施方針の期間終了日は、知事が別に定める。

2 提出物

- 自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書（様式第12号）

※様式第12号は必ず御提出下さい。

- 自動車地球温暖化対策実施方針（別紙1，2，3）

対象事業者1（大規模荷主）に該当する者 → 実施方針別紙1

対象事業者2（大規模集客施設）に該当する者 → 実施方針別紙2

対象事業者3（自家用自動車通勤者が多数の事業所）に該当する者 → 実施方針別紙3

※2つ以上該当する場合は、それぞれを作成、提出してください。

※複数の事業所が該当する場合は、事業所ごとに実施方針別紙を作成してください。

※対象事業所の確認は、「対象要件の確認用フローチャート」（3ページ）を御参照ください。

提出例）・大規模荷主及び自家用自動車通勤者が多数の事業所に該当する場合

→ 様式第12号 + 実施方針別紙1 + 実施方針別紙3

・大規模集客施設に該当する場合

→ 様式第12号 + 実施方針別紙2

<実施方針の変更について>

提出した実施方針の取組措置の内容に変更が発生した場合は、**変更した日から30日以内**に自動車地球温暖化対策実施方針変更報告書（様式第12号）と変更後の実施方針別紙を併せて提出してください。

様式第12号及び実施方針別紙1～3については作成報告書と同じ様式を使用します。

3 実施方針の記入要領と例

記入要領については次ページ以降に記載しています。記入例と併せて御参照ください。様式第12号については、記入要領の番号と記入例の丸囲み番号が対応しています。

また、資料1「実施方針作成のためのQ&A」（20ページ～）も御参照ください。

なお、大気環境課のホームページ上に、実施方針の報告書様式や記入例、よくある質問を公開しておりますので御活用ください。

【報告書様式の掲載ページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/houkokuyoushiki-30.html>

記入要領

様式第12号

自動車地球温暖化対策実施方針の表紙となるものです。

1 作成・変更の別及び提出の根拠

作成・変更の別及び提出の根拠となる条項について、二重線で消すことにより特定してください。

なお、提出の根拠となる条項は以下に示すとおりです。

	作 成	変 更
大規模荷主	第34条前段	第34条後段
大規模集客施設	第35条前段	第35条後段
自家用自動車通勤者多数	第36条前段	第36条後段

2 提出年月日

実施方針を提出する日付を記入してください。

3 提出者

主たる事務所の所在地欄には、法人にあっては本社等の住所（本社の所在地が県外にある場合は県外の住所）を記入してください。名称、代表者の氏名欄には法人にあってはその名称及び職・代表者の氏名を記入してください。（代表者印は不要です）

4 業種名・番号

日本標準産業分類に掲げる中分類の中から該当するものを選び、その番号を記入してください。日本標準産業分類の中分類は資料2（24ページ）を参照してください。

5 対象となる事業所等の名称・所在地

対象となる事業所全てについて記入してください。この欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、対象事業所一覧（様式任意）を作成してください。

6 変更の場合

実施方針変更報告書を提出する際には、変更年月日とその理由を入力してください。
※実施方針作成報告書を提出する際は、空欄としてください。

7 連絡先

内容について不明な点があった場合等に連絡することがありますので、報告書を作成した担当者の連絡先を記入してください。

また、連絡方法としてメールアドレスを備考欄に記入してください。

< 記入例 >

①～⑦について、P6もご参照ください。

様式第12号（第23条関係）

自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書

令和 6 年 5 月 30 日

(宛先) 埼玉県知事

提出日を記入してください。

提出者

③ 333-9301

主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1

フリガナ #イタマシユカブシカイシャ

名称 埼玉運輸株式会社

代表者の氏名 代表取締役 埼玉 一郎

[個人事業者にあつては、住所及び氏名]

電話番号

日本標準産業分類に掲げる中分類（P. 24参照）に該当するものを記入してください。2つ以上の業種に該当する場合は、主となる業種を記入してください。

該当条文以外は二重線で見え消しにしてください。なお、各条の前段は作成報告書、後段は変更報告書に該当します。

- ・第34条:大規模荷主
- ・第35条:大規模集客施設
- ・第36条:自家用自動車通勤者多数

①自動車地球温暖化対策実施方針を作成（変更）

第34条前段 ~~（後段）~~

第35条前段 ~~（後段）~~

第36条前段 ~~（後段）~~

の規定により、次のとおり提出します。

業 種 名	倉庫業	④ 番 号	47
⑤ 対象となる事業所等の名称	本社 加須営業所		
対象となる事業所等の所在地	〒339-9801 さいたま市浦和区高砂3-15 〒347-0115 加須市上種足914		
⑥ 変更の場合	⑥ 変更年月日	変更報告書作成時に記入してください。 (作成報告書の場合は記入不要です)	
	変更の理由		
⑦ 連絡先	所属部署	総務部管理課	
	職・氏名	管理係長 埼玉 花子	
	電話番号	048-824-2111 (内 3063)	
※ 受付年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備 考	メールアドレス: *****@pref.saitama.lg.jp (総務管理課)		
	⑦の連絡先: 電話番号以外に連絡可能なメールアドレスの記入をお願いします。		

注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、二重線で消すことにより特定してください。

2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類に掲げる中分類について該当するものを記載してください。

3 ※印の欄には、記載しないでください。

実施方針別紙 1

大規模荷主に該当する場合に作成してください。

エクセル様式を使用した場合、様式第12号に必要な情報を入力すると、事業者名、事業所名、業種各欄に入力データが反映されます。

実施方針別紙は、対象となる事業所ごとに作成してください。

取組措置は継続して実施している項目だけでなく、今後、実施予定がある場合も該当する取組措置を選択し記入してください。

この場合、実施方針別紙の実施年度欄には、取組を実施する年度のみ○印を付け、取組を実施しない年度については「-」を付けてください。

1 事業者名

事業者の名称を記入してください。

2 事業所名

対象となる事業所の名称を記入してください。

3 業種

対象となる事業所の主たる業種を、日本標準産業分類に掲げる中分類の中から該当するものを選び、記入してください。日本標準産業分類の中分類は資料2（24ページ）を参照ください。

4 事業所規模

対象となる事業所の従業員数を記入してください。

5 取組措置

大規模荷主が、事業活動に伴い運行する貨物車両等から排出されるCO₂を抑制するために講ずる措置について、実施方針別紙1から取り組む項目を選択し、具体的内容を250文字以内で簡潔かつ分かりやすく記入してください。各項目の下段は記入例です。

取組内容が定量的に把握できている場合は、数値等を具体的に記入し、以前から取り組んでいる項目も記入してください。

各項目以外でCO₂を抑制するための取組を実施する場合には、「10 その他の必要な取組」欄に取り組む措置を具体的に記入してください。

6 実施年度

5で選択した取組を実施する年度に○を付してください。

取組を実施しない年度については、「-」を付けてください。

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	本社		
業 種	倉庫業	事業所規模	578 人

取 組 措 置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握			
1-(1)	<p>二酸化炭素排出量の把握及び課題等の抽出</p> <p>業務を委託している事業者から輸配送実績報告を受けている二酸化炭素排出量については、四半期ごとに実施されるマネジメントレビューで報告し、課題の抽出を行っている。</p>	○	○	○
1-(2)	<p>貨物輸送事業者と自社関連部門における情報共有及び改善に向けた取組の実施</p> <p>社内の生産管理部門、輸送管理部門及び関連会社で情報を共有し、システムの導入や発注のルール化などCO2削減に向けた取組を検討している。</p>	○	○	○
2	環境に配慮している貨物輸送事業者の選定			
2-(1)	<p>貨物輸送事業者に対する法令上提出の義務がある運輸部門の二酸化炭素排出量削減に係る計画の提出確認</p> <p>自動車地球温暖化対策計画書等を提出するように依頼し、定例会で提出状況を確認する。</p>	○	○	○
2-(2)	<p>貨物輸送事業者の環境配慮の確認</p> <p>新規に委託する事業は、環境配慮車両の使用を委託要件としている。</p>	○	○	○
3	物流拠点の活用による輸配送の効率化			
	<p>センターへの原料等の入庫品の集約、輸送車両・回数の低減のため外部倉庫を活用。効率を図るため、エリア別配送に変更し、集約倉庫に納入したことでコスト削減を図っている。</p>	○	○	○
4	積載率の向上による輸配送の効率化			
4-(1)	<p>商品・荷姿・梱包資材の形状の標準化や軽量化等による積載率の向上</p> <p>搬入容器の専用化によって、緩衝材・保護材を廃止。結果、90%以上の積載率を保持している。</p>	○	○	○
4-(2)	<p>混載便の利用や共同輸配送の取組</p> <p>他社との共同輸配送・混載取組みを推進する。</p>	○	○	○
4-(3)	<p>輸送量及び積載率を考慮した適正車種での発注</p> <p>車種別・日別の荷量予測を軸に配送車両台数を決める。</p>	○	○	○
5	計画的な貨物輸送による輸配送の効率化			
5-(1)	<p>発注時間及び配送時間のルール化</p> <p>定時までには物流部へ発注データが届くようルール化し、工場から各店舗に配送されている。</p>	○	○	○
5-(2)	<p>道路混雑時の輸配送の見直し</p> <p>渋滞情報を活用することで、効率よい輸配送経路へ迂回する。</p>	○	○	○

実施方針別紙1
【大規模荷主】

事業者名		埼玉運輸株式会社		
事業所名		本社		
取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
5-(3)	輸送車両の構内や周辺道路等における待機時間の削減のための取組 納品スケジュールを誰でも閲覧できるようにしている。	○	○	○
6	その他輸配送の効率化により輸送距離及び回数を削減する取組 製品の賞味期限の長期化に成功し、納品頻度及び便数を削減することができた。ICT活用をして温室効果ガスを削減。	○	○	○
7	低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進			
7-(1)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車又は省エネルギー支援機器搭載車(以下、「低燃費車等」)の利用要請 環境配慮要望書に低燃費車導入の項目を記載し、低燃費車利用を推進していく。	○	○	○
7-(2)	貨物輸送事業者に対する、エコドライブの実施要請 業者に貸し出す入構許可証に、「アイドリング・ストップ」や、「エコドライブ10のすすめ」等を記載し、エコドライブの意識付けを実施。	○	○	○
7-(3)	貨物輸送事業者に対する、低燃費車等の利用状況やエコドライブの実施状況の確認、改善に向けた取組の実施 貨物輸送事業者よりエコドライブの実施報告を受け、情報の共有化に努めている。	○	○	○
7-(4)	構内アイドリング防止のための取組 アイドリング防止のため、冷蔵・冷凍車の工場内待機場所に電源設備を設置している。また、運転手控室の設置。	○	○	○
8	サードパーティーロジスティクスの活用 輸送業務は専門業者に外部委託して効率化を図っている。	○	○	○
9	共同輸配送も視野に入れたモーダルシフトの推進 長距離幹線輸送において、鉄道によるモーダルシフトを推進。また、複数のメーカーとの専用貨物列車の共同運行を検討。	○	○	○
10	その他の必要な取組(注) 台車・電動自転車での集配、及びバス停集配方式による駐車回数、走行距離の削減。	○	○	○

(注) 貨物運送時に自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

実施方針別紙2

大規模集客施設に該当する場合に作成してください。

エクセル様式を使用した場合、様式第12号に必要な情報を入力すると、事業者名、事業所名各欄に入力データが反映されます。

実施方針別紙は、対象となる事業所ごとに作成してください。

取組措置は継続して実施している項目だけでなく、今後、実施予定がある場合も該当する取組措置を選択し記入してください。

この場合、実施方針別紙の実施年度欄には、取組を実施する年度のみ○印を付け、取組を実施しない年度については「-」を付けてください。

1 事業者名

事業者の名称を記入してください。

2 事業所名

対象となる事業所の名称を記入してください。

3 集客施設の種類

対象となる事業所の集客施設の種類※を記入してください。

エクセル様式を使用した場合、プルダウンから集客施設の種類を選択してください。

※集客施設の種類

・店舗 ・飲食店 ・劇場 ・映画館 ・演芸場 ・観覧場 ・展示場 ・遊技場
・勝馬投票券発売所 ・場外車券売場 ・場内車券売場 ・場外勝舟投票券発売所

※ショッピングモールやアウトレットなどの複合商業施設は「店舗」を選択してください。

4 最寄り駅・最寄り駅からの交通手段・最寄り駅からの所要時間

対象となる事業所の最寄り駅を記入し、その最寄り駅からの交通手段と所要時間を記入してください。エクセル様式を使用した場合、プルダウンから最寄り駅からの交通手段を選択してください。

5 取組措置

大規模集客施設の事業者が、来場する利用者の自家用自動車から排出されるCO₂を抑制するため措置について、実施方針別紙2から取り組む項目を選択し、取組の具体的な内容を250文字以内で簡潔かつ分かりやすく記入してください。

取組内容が定量的に把握できている場合は、数値等を具体的に記入し、以前から取り組んでいる項目も具体的に記入してください。各項目の下段は記入例です。

取組措置の各項目以外でCO₂を抑制するための取組を実施する場合には、「7 その他の必要な取組」欄に取り組む措置を具体的に記入してください。

6 実施年度

5で選択した取組を実施する年度に○を付してください。

取組を実施しない年度については、空欄又は「-」を付けてください。

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	加須営業所		
集客施設の種類の	店舗	最寄り駅	東武伊勢崎線 加須 駅
最寄り駅からの交通手段	徒歩	最寄り駅からの所要時間	10 分

取 組 措 置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	公共交通機関の利用促進			
1-(1)	公共交通機関利用の啓発 ホームページに公共交通機関でのアクセス案内と地図及びバス時刻表を掲載している。店舗出入り口及びサービスカウンター計6箇所にバス・電車の時刻表を掲示している。	○	○	○
1-(2)	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与 タッチ端末機の設置・運営(交通系ICを使って電車・バスでご来館のお客様にスタンプ付与。)	○	○	○
1-(3)	最寄り駅等からの送迎バスの運行やバス停の設置 最寄り駅から無料送迎バス(一部ハイブリッド車)を運行。	○	○	○
1-(4)	その他公共交通機関の利用を促進するための取組 シャトルバス、市コミュニティバス停留所を事業所近くに誘致。	○	○	○
2	自転車の利用促進			
2-(1)	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理 駐輪場(90台)を整備し、放置自転車がないよう管理を徹底する。	○	○	○
2-(2)	自転車利用者へのインセンティブの付与 市営駐輪場ご利用で一定額以上お買い上げのお客様への次回無料駐輪サービス券をプレゼント。	○	○	○
2-(3)	レンタサイクル及びコミュニティサイクルの推進 自転車シェアリング会社との提携によるレンタルサイクルの設置(12台)。	○	○	○
2-(4)	その他自転車の利用を促進するための取組 電動自転車にも対応した駐輪場ラックに入れ替え実施。	○	○	○
3	来場者が利用する自家用自動車の低燃費化促進			
3-(1)	低燃費車利用の啓発 年2回自動車ディーラーとタイアップした低燃費車の展示会を開催。	○	○	○
3-(2)	低燃費車利用者へのインセンティブの付与 電気自動車充電器(普通)は、無料にて提供。	○	○	○
3-(3)	電気自動車用充電器等の整備 電気自動車充電器(急速1台、普通1台)を設置。	—	○	○

実施方針別紙2
【大規模集客施設】

事業者名		埼玉運輸株式会社		
事業所名		加須営業所		
取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
4	来場者に対する、アイドリング・ストップを含むエコドライブの啓発 エコドライブ啓発ポスターと、注目されやすいアイドリングストップの看板を掲示。	○	○	○
5	駐車場及び施設周辺道路の渋滞防止			
5-(1)	交通整理員の配置 駐車場出入り口等に交通誘導係員を、8時～21時まで配置。	○	○	○
5-(2)	スムーズな入出庫のための施設の整備 事前精算機の設置、混雑時の事前館内アナウンスの実施。	○	○	○
5-(3)	その他渋滞防止策 混雑時使用する近隣の臨時駐車場を確保。	○	○	○
6	宅配サービスの実施等			
6-(1)	荷物の宅配サービスの実施 物販店においては基本宅配受付実施。	○	○	○
6-(2)	インターネット等を利用した物品販売の促進 公式インターネットショッピングストアをスタート済み。	○	○	○
6-(3)	宅配サービスに伴う二酸化炭素削減の取組 配送車の電動化を検討。	-	○	○
7	その他の必要な取組(注)			
	広告に混雑しない時間を明記する。	○	○	○

(注) 施設利用者が来場時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

実施方針別紙3

自家用自動車通勤者が多数の事業所に該当する場合に作成してください。

エクセル様式を使用した場合、様式第12号に必要な情報を入力すると、事業者名、事業所名各欄に入力データが反映されます。

実施方針別紙は、対象となる事業所ごとに作成してください。

取組措置は継続して実施している項目だけでなく、今後、実施予定がある場合も該当する取組措置を選択し記入してください。

この場合、実施方針別紙の実施年度欄には、取組を実施する年度のみ○印を付け、取組を実施しない年度については「-」を付けてください。

1 事業者名

事業者の名称を記入してください。

2 事業所名

対象となる事業所の名称を記入してください。

3 事業所規模

対象となる事業所の従業員数を記入してください。

4 自家用自動車通勤者の割合

対象となる事業所の従業員数のうち、自家用自動車通勤者の割合を記入してください。

5 最寄り駅・最寄り駅からの交通手段・最寄り駅からの所要時間

対象となる事業所の最寄り駅を記入し、その最寄り駅からの交通手段と所要時間を記入してください。エクセル様式を使用した場合は、最寄り駅からの交通手段をプルダウンから選択してください。

6 取組措置

自家用自動車通勤者が多数の事業者が、従業員の自家用自動車通勤に係るCO₂を抑制するために講ずる措置について、実施方針別紙3から取り組む項目を選択し、取組の具体的内容を250文字以内で簡潔かつ分かりやすく記入してください。

取組内容が定量的に把握できている場合は、数値等を具体的に記入し以前から取り組んでいる項目も具体的に記入してください。各項目の下段は記入例です。

取組措置の各項目以外で、従業員が通勤時に使用する自動車から排出されるCO₂を抑制するための取組を実施する場合には、「8 その他の必要な取組」欄に取り組む措置を具体的に記入してください。

7 実施年度

6で選択した取組を実施する年度に○を付してください。

取組を実施しない年度については、空欄又は「-」を付けてください。

事業者名	埼玉運輸株式会社		
事業所名	本社		
事業所規模	578	人	自家用車通勤者の割合 78.5 %
最寄り駅	東武伊勢崎線 加須	駅	最寄り駅からの交通手段 徒歩
最寄り駅からの所要時間	10	分	

取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
1	マイカー通勤に係る重点目標の設定(注) ノーマイカーデーにおける職員の自動車通勤について、25%以上の使用を抑制する。	○	○	○
2	公共交通機関への転換の推進			
2-(1)	公共交通機関利用促進のための情報提供 手帳サイズのバス時刻表を食堂入口に設置し、社内Webにも掲載する	○	○	○
2-(2)	送迎バス等の運行 最寄り駅から1日6往復運行している。送迎バスを運行することにより従業員の公共交通機関利用を促進する。	○	○	○
2-(3)	公共交通機関利用者への優遇策 自動車通勤手当は実勢より少ない算出方法とし、公共交通機関や自転車の利用者を優遇している。	○	○	○
3	自転車への転換の推進			
3-(1)	自転車の安全利用の促進 事業所での自転車通勤規定を定め、安全利用を促している。	○	○	○
3-(2)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理 屋根付きの駐輪場を各棟に設置し、定期的な利用状況の点検、整理・整頓等を実施している。	○	○	○
3-(3)	駐輪場以外の自転車通勤者向け設備の設置・維持管理 ヘルメットを割安に購入できる店の紹介チラシを配布。	○	○	○
3-(4)	自転車通勤者への優遇策 自転車通勤者に対して社内規定により通勤手当を支給。	○	○	○
4	その他マイカー通勤を削減するための取組			
4-(1)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し 通勤距離が2km以内は通勤手当を無支給とするほか、燃費向上によるガソリン代支給の基準計算式を必要に応じ改定する。	○	○	○
4-(2)	従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減 従業員駐車場の台数を削減し、お客様駐車場に振り替え。	○	○	○

【自家用自動車通勤者が多数の事業所】

事業者名	埼玉運輸株式会社
事業所名	倉庫業

取組措置		実施年度		
		R6	R7	R8
4-(3)	ノーマイカーデーの実施 自己申告にして登録した社員によるノーマイカーデーの企画を実施した。その結果、社員244人の登録があり、7754.5kmの車両走行距離の削減及び500ℓ以上の燃料削減に結びついている。	○	○	○
4-(4)	テレワーク、リモート会議の導入 社内制度を整備し、可能な部署ではいつでもテレワーク可能とした。	○	○	○
4-(5)	マイカー通勤削減のための啓発活動の実施 部署ごとノーマイカーデー(月1回)取組率を社内発表し、取組率を上げるよう工夫してもらう。	○	○	○
5	エコドライブの推進			
5-(1)	エコドライブの啓発 年1回、交通安全講習会時に安全運転管理者(エコドライブ講習修了者)がエコドライブの推進をしている。	○	○	○
5-(2)	エコドライブ研修の実施 外部のエコドライブ講習会の体験案内や資料配布、社内の交通安全講習会受講によりエコドライブ実践の定着を図る。	○	○	○
6	従業員の通勤車両に関する低燃費車利用促進			
6-(1)	低燃費車の購入支援等 低燃費車購入に際し、グループ会社を利用(車両リースやローン)した者に対し、リース料率等を優遇する制度を設けている。	○	○	○
6-(2)	低燃費車利用者への優遇策 電気自動車通勤している従業員は、構内駐車場が利用可能である。	○	○	○
6-(3)	従業員用充電設備の設置 敷地内に充電設備の設置を準備中	—	○	○
7	時差通勤の実施 短時間勤務制度を設けており、通勤の時間は各自選択可能となっている。	○	○	○
8	その他の必要な取組(注)			

(注) 従業員が通勤時に使用する自動車から排出されるCO2を抑制するための取組に限る

4 実施方針の提出方法

1 報告書の提出方法

次のいずれかの方法で提出をお願いします。

(1) 電子申請の場合

「電子申請」により提出する場合は、
埼玉県ホームページ

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerlist_initDisplay

の「埼玉県電子申請・届出サービス」から届出ができます。

画面下部の「検索キーワード」に「第6期」（数字の6は半角）と入力し、

「絞り込みで検索する」をクリックしてください。

「自動車地球温暖化対策実施方針 第6期」をクリックし、

「利用者登録せずに申し込む方はこちら>」をクリックし、画面にしたがい
メールアドレスを、まず登録してください。

その後、作成済みの実施報告書(Excel データ)を添付ファイルにてお送りください。

(2) メールでの送信の場合

メールアドレスに、報告書(Excel データ)を添付して提出する場合は、大気環境課のアドレス宛送信をお願いします。

埼玉県環境部大気環境課 総務・自動車対策担当 a3050-04@pref.saitama.lg.jp

2 提出期限

実施方針を作成しなければならない年度の7月31日までに提出してください。

※ 実施方針変更の場合は変更した日から30日以内

※ 実施方針対象期間

下表中「実施方針作成対象者となる日」において、実施方針の作成対象者となった方は、当該日から同表中「実施方針の期間終了日」までの間を実施方針の期間とします。

実施方針作成対象者となる日	実施方針の期間終了日
令和3年4月1日	令和6年3月31日
令和4年4月1日	
令和5年4月1日	
令和6年4月1日	令和9年3月31日
令和7年4月1日	
令和8年4月1日	
令和9年4月1日	令和12年3月31日
令和10年4月1日	
令和11年4月1日	
令和12年4月1日	令和15年3月31日
令和13年4月1日	
令和14年4月1日	

5 実施方針の公表

事業者から提出された実施方針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例第38条の規定により、その内容を公表します。

公表は、次に掲げる方法により実施方針が提出された翌年度の4月1日から起算して3年を経過する日まで行います。

埼玉県のホームページに掲載

提出された実施方針別紙1～別紙3に記載された内容を、事業者ごとに埼玉県大気環境課のホームページに掲載します。

※收受した報告書については随時公表いたします。

実施方針作成のためのQ&A

【1. 実施方針全般について】

Q 1-1

埼玉県内の事業所が自動車地球温暖化対策実施方針の対象であるかはいつ確認すればよいですか。

A 1-1

毎年度4月1日の状況により確認してください。

Q 1-2

実施方針は毎年作成・提出する必要がありますか。

A 1-2

実施方針については、「自動車地球温暖化対策計画等及び自動車地球温暖化対策実施方針に係る自動車地球温暖化対策指針」により3年ごとの取組期間を設定しており、この取組期間ごとに実施方針を作成・提出することとしています。そのため、基本的には3年に1度提出いただくこととなります。

Q 1-3

実施方針の取組内容に関する実施状況報告を提出する必要はありますか？

A 1-3

実施状況報告を提出する必要はありません。ただし、条例に基づいて立入検査を実施する場合がありますので、その際に取り組状況を確認させていただきます。

【2. 実施方針の対象事業所について】

Q 2-1

大規模荷主やマイカー通勤者が多い事業所の要件でもある従業員の定義について、教えてください。

A 2-1

ここでいう従業員は、(1)期間を定めずに雇用されている者、(2)1箇月を超える期間を定めて雇用されている者、(3)過去2箇月間のいずれの月においても18日以上雇用されている者、と規定しています(埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則第8条第2項)。つまり、事業者と従業員の雇用関係が前提となります。よって、その事業者から賃金・給与(現物支給を含む。)を直接支給されていることが要件となります。ここから、いわゆる派遣労働者等は従業員に該当しないこととなります。

Q 2-2

パートタイマーなど勤務時間が短い従業員であっても、1人分として数えるのでしょうか。

A 2-2

従業員の定義については、前項の回答のとおりです。

規則では、就業時間について一切規定していません。つまり、就業時間数により従業員の数え方が変わってくるということはありませんので、パートタイマーやアルバイトの人数も数えます。

Q 2-3

事業所が道路を隔てて建っている場合、従業員数はそれぞれの建屋ごとに数えるのでしょうか。

A 2-3

事業所の範囲は、原則として同一敷地内にある建屋全体とします。ただし、事業所の敷地が道路や駐車場などで隔てられている場合であっても、事業活動上密接なつながりがあるときは、同一事業所とみなし、それぞれの建屋の従業員数を合算して数えることとなります。

また、当該事業所（工場等）の製造部門を分社化し、当該事務所において事業（製造等）は行っていないが、事業所の土地、建物、設備等を有し、事業全体を管理している事業所は分社化によるそれぞれの別法人も同一事業所とみなし、それぞれの別法人の従業員数を合算して数えることとなります。

Q 2-4

大規模集客施設に該当であるか判断する際、注意することはありますか？

A 2-4

原則は、一つの建物ごとに用途面積を確認して実施方針の対象施設かどうかを判断します。

ただし、複数の商業施設が同一敷地内にある場合には、全体を一施設と考え、用途面積を合算した結果から対象であるかどうかを判断します。また百貨店等で見受けられるように、別々の建物が通路によって接続された商業施設である場合も、通路によって接続された建物の用途面積を合算した上で対象施設となるかを判断します。

Q 2-5

マイカー通勤者が多い事業者に該当するか確認するにあたり、通勤方法が日によって異なる従業員は、どのように考えればよいでしょうか。

A 2-5

実施方針の提出対象となるか否かは、原則として4月1日時点で従業員数が300人以上いるか、などを判断します。しかし、日によって通勤方法が異なる従業員については、その従業員が主にどのような通勤方法をとっているか、つまり、日々の通勤方法で最も多い方法で判断することとなります。例えば、1箇月の大半をマイカー通勤していることが多い従業員は、マイカー通勤者として数えることとなります。

Q 2-6

「マイカー通勤者」の「マイカー」に、バイクは含まれますか。

A 2-6

バイクの中でも、125cc超のバイクは含まれます（125cc以下の原動機付自転車は含まれません）。

【3. 実施方針の様式について】

Q 3-1

実施方針は事業所単位で作成・提出するのでしょうか。

A 3-1

実施方針別紙1～3については事業所単位で作成します。ただし実施方針提出時の鑑となる様式第12号については、原則として事業者（本社等）が作成してください。その上で、事業所単位で作成した実施方針別紙を取りまとめ提出してください。

Q 3-2

様式第12号の提出者欄には誰の名前を記入すればよいのですか。

A 3-2

報告書は原則として事業者（本社）が作成し提出します。事業者の氏名、法人にあってはその名称・代表者の職（代表取締役、理事長など）・氏名を記入してください。（代表者の押印は不要です）

【4. その他】

Q 4-1

取組期間中に実施方針の変更があった場合にどのような報告が必要ですか。

A 4-1

実施方針別紙の取組措置について内容の変更（追加や削除等）が発生した場合には、取組期間に関係なく、変更した日から30日以内に「自動車地球温暖化対策実施方針変更報告書」の提出が必要です。

Q 4-2

実施方針を提出していましたが、取組期間中に合併で別の事業者へ統合することになりました。この場合、何か書類等提出する必要がありますか。

A 4-2

合併等により従来と別の事業者となった場合は、新事業者が新たに実施方針を作成・提出することとなります。合併後最初の4月1日時点で埼玉県内の事業所が実施方針の対象であることを確認し、様式第12号と対象となる事業所の実施方針別紙を作成の上、提出してください。

Q 4-3

実施方針を提出していましたが、取組期間中に対象となる事業所が新たに追加になりました。この場合、どのような書類を提出する必要がありますか。

A 4-3

事業所の新設等で取組期間中に対象となる事業所の追加があった場合は、様式第12号と、新設された事業所の実施方針別紙を作成し提出してください。

なお、追加提出の場合、事業所が開設された時期により対象となる年度が異なりますので提出時期等の詳細は大気環境課までお問い合わせください。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A	農業、林業	I	卸売業、小売業
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B	漁 業	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D	建設業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製造業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・関連連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
26	牛車用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附属サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	R	サービス業（他に分類されないもの）
H	運輸業、郵便業	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		S	公務（他に分類されるものを除く）
		97	国家公務
		98	地方公務
		T	分類不能の産業
		99	分類不能の産業

自動車地球温暖化対策計画等及び自動車地球温暖化対策実施方針に係る 自動車地球温暖化対策指針<抜粋>

(別紙1)

大規模荷主が講ずべき措置の例

1 荷主の物流部門における二酸化炭素排出量の把握

(1) 二酸化炭素排出量の把握及び課題等の抽出

物流部門において、自動車から排出される二酸化炭素の排出量を把握し、課題を抽出する。

(2) 貨物輸送事業者と自社関連部門における情報共有及び改善に向けた取組の実施

自動車排出温室効果ガスの削減に向け、物流の無駄を省き効率を上げることを目的に、生産、開発、配送等の情報を貨物輸送事業者及び自社の他部門・部署と共有し、課題解決に必要な見直し及び改善等に取り組む。

2 環境に配慮している貨物輸送事業者の選定

(1) 貨物輸送事業者に対する法令上提出の義務がある運輸部門の二酸化炭素排出量削減に係る計画の提出確認

委託する貨物輸送事業者に対し、法令上提出の義務がある自動車排出温室効果ガス削減を目的の一つとした計画・報告書（埼玉県地球温暖化対策条例に基づく自動車地球温暖化対策計画書、省エネ法に基づく計画・定期の報告等）の提出状況の確認及び提出の推奨を行う。

(2) 貨物輸送事業者の環境配慮の確認

委託する貨物輸送事業者がISO14001取得、エコアクション21の取得、グリーン経営認証、埼玉県エコアップ認証、グリーン購入ネットワーク輸配送（貨物自動車）契約ガイドラインの評価を受けている等の環境配慮経営を行っていることを確認する。

3 物流拠点の活用による輸配送の効率化

事業所外の物流施設を入出荷拠点として使用することで、物流の効率化を推進し、使用する車両台数及び便数の削減、物流拠点を中心としたルートへの見直しによる輸送距離の短縮化等を図る。

4 積載率の向上による輸配送の効率化

(1) 商品・荷姿・梱包資材の形状の標準化や軽量化等による積載率の向上

商品や梱包資材の規格の標準化又はパレチゼーション等の荷姿の標準化により積合せを容易にするとともに、その軽量化・小型化を図り、積載率の向上を行う。

(2) 混載便の利用や共同輸配送の取組

輸送単位が小さいときは、積合せ輸送での発注又は混載便を利用する。また、複数業者が個別で発注していた貨物輸送業務を共同で行い、貨物輸送事業者の積載効率向上及び使用車両削減を促進する。

(3) 輸送量及び積載率を考慮した適正車種での発注

貨物輸送事業者に対し、少量の荷は小型車で運送する等、積載率向上の点から適正な規模の車種を選択するよう発注をする。

5 計画的な貨物輸送による輸配送の効率化

(1) 発注時間及び配送時間のルール化

計画的な輸送を推進し、多頻度少量輸送を抑制するため、発注時間及び配送時間のルール化を行う。

(2) 道路混雑時の輸配送の見直し

道路混雑時の出発時間及び経路等の見直しによる輸配送の円滑化を図る。

(3) 輸送車両の構内や周辺道路等における待機時間の削減のための取組

システムの活用等による予約時間の設定、担当者の配置等によるスムーズな車両誘導、検品の簡略化等による荷捌き場での回転率の向上、駐停車場所の確保等により、貨物輸送事業者の待機時間を削減し、構内及び周辺道路への路上駐停車防止を図る。

6 その他輸配送の効率化により輸送距離及び回数を削減する取組

車両のフルトレーラー化等の大型化、ミルクラン(巡回集荷)の実施及び経路の見直し、長期貯蔵技術の開発による出荷の平準化等により、輸送距離の短縮化又は便数を削減する取組を行う。また、デジタルタコグラフとドライブレコーダー機能を併せ持つ車載システムを活用したエコドライブ支援等、ICTを活用した自動車排出温室効果ガスの削減の取組を推進する。

7 低燃費車等の積極的利用及びエコドライブの促進

(1) 貨物輸送事業者に対する、低燃費車又は省エネルギー支援機器搭載車(以下、「低燃費車等」)の利用要請

貨物輸送事業者に対し、低燃費車又はアイドリング・ストップ装置、燃費マネージャー等の省エネルギー支援機器・用具を搭載した自動車を利用するよう要請する。

(2) 貨物輸送事業者に対する、エコドライブの実施要請

貨物輸送事業者に対し、アイドリング・ストップの徹底に加え、「エコドライブ10のすすめ」によるエコドライブの実施を要請する。

(3) 貨物輸送事業者に対する、低燃費車等の利用状況やエコドライブの実施状況の確認、改善に向けた取組の実施

貨物輸送事業者に対し、低燃費車等の導入割合及びエコドライブの実施状況について確認し、改善に向けた取組の実施をする。

(4) 構内アイドリング防止のための取組

荷捌き所・駐停車場所の確保、運転手控室設置等の取組を行い、構内アイドリング防止

を図る。

8 サードパーティーロジスティクスの活用

サードパーティーロジスティクス（荷主に代わって、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物の輸送に係るサービスを提供することをいう。）の効果的な活用を図る。

9 共同輸送も視野に入れたモーダルシフトの推進

自動車輸送と比較してより環境に対する負荷が少ない大量輸送機関である鉄道及び海運の活用（モーダルシフト）を推進する。荷量の問題等で単独での取組が難しい場合、他者との共同輸送の活用を検討する等、可能な限りモーダルシフトに取り組む。

10 その他の必要な取組

備考：大規模荷主が、その事業活動に伴い運行する貨物車両等から排出される自動車排出温室効果ガスを抑制するための措置を講ずるに当たり、貨物輸送事業者のみに過度な負担を強いることがないよう、大規模荷主は貨物輸送事業者と綿密に協議を行う。

(別紙2)

大規模集客施設事業者が講ずべき措置の例

1 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関利用の啓発

施設利用者に対して、公共交通機関の利用に関する広報等を実施し、施設利用者が来場する際の公共交通機関利用を促進する。

(2) 公共交通機関利用者へのインセンティブの付与

公共交通機関を利用して来場する者に対して、特典などの優遇措置を講ずることにより、公共交通機関の利用を促進する。

(3) 最寄り駅等からの送迎バスの運行やバス停の設置

最寄り駅等からの送迎バスの運行、既存バス路線のバス停の誘致、交通手段の整備により、来場者の公共交通機関利用を促進する。

(4) その他公共交通機関の利用を促進するための取組

最寄り駅からの来場者に対し当該施設出入り口までの屋根付き連絡通路を整備する等、公共交通機関利用者の利便性を向上させることにより利用を促進する。

2 自転車の利用促進

(1) 十分な広さの駐輪場の設置・維持管理

自転車での来場を促進するため、十分な駐輪場を設置するとともに、その駐輪場の維持管理を行う。

(2) 自転車利用者へのインセンティブの付与

自転車を利用して来場する者に対して、自転車点検サービスの実施及び当該施設での利用時間による駐輪場の無料駐輪サービス等を提供することにより、利便性を高め、自転車での来場を促す。

(3) レンタサイクル及びコミュニティサイクルの推進

当該施設に拠点を整備し、来場者が来場時又は施設周辺でレンタサイクル又はコミュニティサイクルの活用を促進することにより、自動車の使用を抑制し、周辺道路の渋滞緩和を図る。

(4) その他自転車の利用を促進するための取組

駐輪場に管理スタッフを常駐させる、敷地内に自転車専用レーン又は屋根付きの駐輪場を整備するなどの取組により、安全面の確保と自転車利用しやすい環境を整え、来場者の自転車利用を促進する。

3 来場者が利用する自家用自動車の低燃費化促進

(1) 低燃費車利用の啓発

施設利用者に対して、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等の低燃費車に関する広報等を実施し、低燃費車の利用促進を図る。

(2) 低燃費車利用者へのインセンティブの付与

低燃費車を利用して来場する者に対して、優遇措置を講ずることにより、低燃費車の利用を促進する。

(3) 電気自動車用充電器等の整備

電気自動車等の低燃費車で来場を促進するため、施設内又は施設周辺に電気自動車用充電器等の整備を行う。

4 来場者に対するエコドライブの啓発

自家用自動車で来場する施設利用者に対して、エコドライブに関する広報等を実施し、当該施設利用者が自家用自動車で来場する際にはエコドライブを実践するよう促す。

5 駐車場及び施設周辺道路の渋滞防止

(1) 交通整理員の配置

施設利用者が利用する駐車場周辺に交通整理員を配置し、施設周辺道路の安全確保と渋滞緩和を図る。

(2) スムーズな入出庫のための施設の整備

駐車場出入口の効果的な配置、入口専用・出口専用出入口の設定、空きスペースへの誘導等により自動車交通量を分散させ渋滞緩和を図る。

(3) その他渋滞防止策

交通案内看板の設置や駐車場案内システムの整備等、5(1)～(3)以外の渋滞防止策により、駐車場及び施設周辺道路の渋滞緩和を図る。

6 宅配サービスの実施等

(1) 荷物の宅配サービスの実施

荷物を各家庭まで宅配するサービスを実施し、来場者の公共交通機関や自転車の利用を促進する。

(2) インターネット等を利用した物品販売の促進

インターネット等を利用した物品販売の促進を図り、自家用自動車での来場を抑制する。

(3) 宅配サービスに伴う二酸化炭素削減の取組

再配達削減の取組や配送効率の向上による配送回数の削減、配送車のEV化などにより、宅配サービスに伴い排出される二酸化炭素を削減する。

7 その他の必要な取組

(別紙3)

自家用自動車通勤者が多数の事業所を設置する事業者が講ずべき措置の例

1 マイカー通勤に係る重点目標の設定

マイカー通勤において排出される温室効果ガス削減のため、事業所で重点取組項目を定め、目標達成に向けて推進する。

2 公共交通機関への転換の推進

(1) 公共交通機関利用促進のための情報提供

電車・バスの路線図や時刻表の掲示や配布、事業所で作成した公共交通機関を利用した「通勤マップ」の配布等により公共交通機関での通勤を促す。

(2) 送迎バス等の運行

事業所単独で又は周辺企業と連携して、最寄り駅から従業員専用の送迎バスや通勤バスを運行すること等により、従業員の公共交通機関利用を促進する。

(3) 公共交通機関利用者への優遇策

公共交通機関へ通勤手段を転換して通勤する者に対して優遇措置を講ずることにより自動車以外での通勤を促す。

3 自転車への転換の推進

(1) 自転車の安全利用の促進

自転車を利用して通勤する従業員に対し、講習会の受講や自転車利用者のための賠償責任保険の加入を自転車通勤の許可の条件とする等の取組により安全利用の促進を図る。

(2) 利用しやすい駐輪場の設置・維持管理

十分な駐輪台数を確保する、管理人付き駐輪場及び屋根・スタンドの付いた駐輪場を整備する等利用しやすい環境を整え、自転車の利用促進を図る。

(3) 駐輪場以外の自転車通勤者向け設備の設置・維持管理

電動空気入れ又は自転車工具の配備、個人用ロッカー、更衣室、及びシャワールーム等を整備し、利用しやすい環境を整えることで自転車の利用促進を図る。

(4) 自転車通勤者への優遇策

自転車で通勤する者に対して、自転車の購入支援又は通勤手当の創設等、優遇措置を講ずることにより自転車通勤を促進する。

4 その他マイカー通勤を削減するための取組

(1) 自家用自動車通勤の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し

自家用自動車通勤に係る通勤手当の見直しを行う、短い距離を自家用自動車で通勤することを制限する等により、公共交通機関又は自転車への通勤手段の転換を促す。

(2) 従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減

従業員用駐車場の有料化又は駐車場若しくは駐車台数の削減により、通勤手段の転換を促す。併せて、通勤方法の見直し等、自動車以外での通勤を促進する取組を実施すること

が必要となる。

(3) ノーマイカーデーの実施

ノーマイカーデーを設定し、自家用自動車通勤する者に対して自家用自動車通勤の自粛を促す。

(4) テレワーク・リモート会議の導入

在宅勤務及びリモート会議等に関する制度の導入及び設備の整備により、従業員の通勤に係る温室効果ガスの削減を図る。

(5) マイカー通勤削減のための啓発活動の実施

自家用自動車通勤する者に対して、公共交通機関又は自転車への転換を促す広報等を実施し、公共交通機関又は自転車への転換を促進する。

5 エコドライブの推進

(1) エコドライブの啓発

エコドライブに関する広報等を実施し、自家用自動車通勤者に対して、通勤の際にはエコドライブを実践するよう促す。

(2) エコドライブ研修の実施

自家用自動車通勤者に対して、エコドライブに係る研修を実施する。

6 従業員の通勤車両に関する低燃費車利用促進

(1) 低燃費車の購入支援等

自家用自動車通勤者に対して、低燃費車の購入補助、燃費計の購入補助等の支援を行う。

(2) 低燃費車利用者への優遇策

低燃費車を利用して通勤する者に対して、優遇措置を講ずることにより、低燃費車の利用を促進する。

(3) 従業員用充電設備の設置

低燃費車を利用して通勤しようとする者に対して、充電設備を提供することにより、低燃費車の利用を促進する。

7 時差通勤の実施

従業員の一部の通勤時間帯をずらすことにより、交通量を時間的に分散させ、事業所周辺の渋滞緩和を図る。

8 その他の必要な取組



発行

埼玉県環境部大気環境課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3065 FAX：048-830-4772

E-mail：a3050-04@pref.saitama.lg.jp

ホームページ

【自動車地球温暖化対策実施方針に関するページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/jidousya-ontai-houshin-30.html>